

平成21年度

埼玉県合唱コンクール参加規程

小学校の部

1. 参加資格 埼玉県合唱連盟加盟の有無を問わない。
a. 県内の同一小学校に在籍する児童で編成する合唱団。
b. 複数校の児童で編成する合同合唱団で、常時活動し理事長が認め
た合唱団。
c. 同一小学校から複数の合唱団が出演できる。
d. 出演団員は、1回に限り出演できる。
e. 指揮者・伴奏者・独唱者の出演資格は問わない。
ただし、学校単位での参加の場合は、当該校長が認めたものに限る。
2. 演奏曲 a. 自由曲のみ。
b. 演奏時間は6分00秒以内（曲数は自由、曲間を含む）。
超過の場合は失格となる。
c. 伴奏楽器は自由とする。ただし、ピアノ以外は各団で用意する。
3. 出演人数 1団体8名以上とする。
上限はない。ただし、指揮者、伴奏者は含まない。
4. 出演順 出演順は抽選によって決定する。抽選は厳正に行い抽選後の出演順の
変更は認めない。
5. 参加
負担金 団員1名につき、500円とする。
ただし、指揮者、伴奏者は含まない。
6. 入場料 参加者以外の入場者は、入場料を1,000円（中学生以下は600
円）とする。
7. 経費 参加に要する費用は各合唱団の負担とする。
8. 審査員 秋山恵美子（声楽家）、磯山雅（評論家）、三林輝夫（指揮者）、
古橋富士雄（指揮者）、保延裕史（評論家）
9. 審査方法 埼玉県合唱コンクール審査基準により賞を決定する。
10. 楽譜 審査用として楽譜5部を打ち合わせ会当日提出すること。
なお、楽譜はコンクール終了後に返却する。
(著作権法の規定により原則としてコピーは不可。)
11. 賞 金、銀、銅、優良の各賞を成績に応じて贈る。
特別賞として県知事賞、県教育長賞、県文化団体連合会賞を贈る。
ただし、該当団体がない場合には、贈らないこともある。

※受付は先着順とし、多数の場合はお断りすることもあります。